第１号様式

記載例

船橋市長　あて

差し支えなければ欄外の任意の場所に捨印を押してください。　印

船橋市施設等利用費請求書

認可外保育施設・預かり保育・一時預

※黒のボールペンで記入してください。（消えるボールペンは不可）
※訂正する際は訂正印（全て同一の印鑑）を押印し、修正テープは使用しないでください。（別の印、豆印等は不備になります）
※5項の請求額の欄については訂正印の使用が一切できませんので、書き損じの場合恐れ入りますが新しい請求書をご作成ください。
※請求できるのは、請求書1枚につき最大12か月までです。それ以上請求する場合は新しい請求書をご作成ください。

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規　　する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意し
１．請求者と認定子どもが、船橋市内に居住している
２．実際に利用していることを船橋市が対象施設に確認
３．利用料の支払い状況を船橋市が対象施設に確認す
４．課税状況を船橋市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者) ※1

必ず押印ください

フリガナ	フナバシ　タロウ	認定子どもとの続柄	父	電話	012　（　345　）　6789
氏名	船橋　太郎　印				
生年月日	1984　年　1　月　1　日	現住所	〒　273　－　8501 船橋市湊町2-10-25		

※1 償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

不明な場合は記入不要

フリガナ	フナバシ　ハナコ	施設等利用給付認定区分 ※2								
氏名	船橋　花子	☑ 第2号　☐ 第3号								
		認定番号 ※2								
生年月日	2020　年　1　月　1　日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1

※2 ご不

初回請求時及び口座を変更する場合は、「以下の口座を希望する」にチェックし、口座情報をご記入ください。変更のない場合には、「同一口座を希望する」にチェックしてください。
公金受取口座を希望する場合、初回は「公金受取口座を希望する」にチェックいただき、2回目以降も前回お振込時と同一口座希望の場合は「前回請求時と同一の口座を希望する」にチェックをお願いいたします。

3．償還払

☐ 前回請

☑ 以

				預金種目	☑ 普通　☐ 当座					
おひさま　銀行　船橋　支店				口座番号	1	2	3	4	5	6	7
				口座名義(カタカナ)	フナバシ　タロウ					

☐ 公金受取口座を希望する（公金受取口座の登録をしていない場合は不備となり、再提出が必要となります）
⇒ 前回公金受取口座を指定した場合で、2回目以降、振込先の口座内容に変更がない場合は　　にチェックをお願いいたします

1項の請求者と同一名義の口座を指定してください（口座は父母どちらもお選びいただけますが、子は不可です）

4．利用した認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

①	施設・事業名	保育ルームにこにこ		④	施設・事	
	所在地	☑ 市内　☐ 市外			所在地	☐ 市内　☐ 市外
②	施設・事業名			⑤	施設・事業名	
	所在地	☐ 市内　☐ 市外			所在地	☐ 市内　☐ 市外
③	施設・事業名			⑥	施設・事業名	
	所在地	☐ 市内　☐ 市外			所在地	☐ 市内　☐ 市外

※3 ①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

5．認可外保育施設・預かり保育・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月をご記入ください

利用年月	支払った月額合計 利用料(保育料) ※4	請求額 ※5	利用年月	支払った月額合計 利用料(保育料) ※4	請求額 ※5	利用年月	支払った月額合計 利用料(保育料) ※4	請求額 ※5
2023　年　7　月			2023　年　11　月			年　月		
2023　年　8　月			2023　年　12　月			年　月		
2023　年　9　月			年　月			年　月		
2023　年　10　月			年　月			年　月		
						合計	記入不要です	

記入不要です
書き損じの場合は新しい請求書をご作成ください

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書もしくはこれに準ずる書類）を添付して下さい。
※5 請求額の月額上限は、施設等利用給付**第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円**です。ただし、幼稚園・認定こども園（1号）に通園しているお子様については、船橋市が保育料・入園料としての費用を保護者様に代わり負担しているため、月額上限は当該費用相当分を差し引いた額（施設等利用給付**第2号認定の場合は月額11,300円、第3号認定の場合は16,300円**）となります。

こちらにチェックをお願いします

る場合は、※4の額を記入してください。
稚園等の預かり保育については【450円×利用日数】と上記金額を比較して低い額が上限金額となります。

6．　業主導型保育施設を月極で利用されている月は施設等利用費の請求はできません。ご誓約をお願いします。
☑ 施設等利用費の請求月において企業主導型保育事業を月極で利用していないことを誓約いたします。